

## 【アメリカ】人身取引の被害者を救済するための連邦法

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2026 年 1 月、人身取引の被害者が加害者等に強要されて行った連邦犯罪について、有罪判決の取消し等を連邦裁判所に申し立てる手続を定める規定が連邦法に設けられた。

### 1 背景

人身取引の被害者<sup>1</sup>は、加害者により支配され、逃れることができない状況に置かれ、様々な犯罪を強要され得る。これらの犯罪には、売春のほか、不法入国、薬物使用、薬物売買、不法侵入、窃盗等がある。これらにより逮捕され、又は有罪判決を受けると、当該被害者は犯罪者として、就職、医療、教育、住宅補助、滞在資格等において不利益を被る。しかし、当該被害者は、強要等されて自由な意思なく行う犯罪に責任を問われるべきではないとされる<sup>2</sup>。

この問題は早くから認識され、これに対処する諸規定が連邦法に設けられてきた<sup>3</sup>。他方、人身取引の被害者が強要等されて行った犯罪につき、当該被害者に、有罪判決の取消し等を裁判所に申し立てられるようにする法規定は 47 州にあるが、連邦法にはなかった<sup>4</sup>。そこで、2026 年 1 月 23 日、被害者が連邦地方裁判所（以下「裁判所」）に連邦法上の犯罪（以下「連邦犯罪」）による有罪判決の取消し、逮捕記録の抹消等を申し立てる手続を定める規定（合衆国法典第 18 編第 3771A 条）を新設する連邦法が制定され、同日施行された<sup>5</sup>。

### 2 概要

#### (1) 対象者及び申し立ての内容（合衆国法典第 18 編第 3771A 条 b 項第 1 号）

本条の対象は、①人身取引の被害者とされたことの直接の結果として行った、A 級犯罪（暴力犯罪に該当しない連邦犯罪）により有罪判決を受けた者<sup>6</sup>、②逮捕されるに至った行為等が人身取引の被害者とされたことと直接に関連する場合の、A 級犯罪により逮捕された者、③同じ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 3 月 10 日である。

<sup>1</sup> 暴行、威圧等により売春等に従事させられる成人、債務奴隷等とする目的で暴行、威圧等により募集、輸送、提供等の対象とされる成人、売春等に従事させられる 18 歳未満の者等。合衆国法典第 22 編第 7102 条第 11 項

<sup>2</sup> 中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—被害者の保護を中心に—」『外国の立法』No.287, 2021.3, p.7. <<https://doi.org/10.11501/11643919>>

<sup>3</sup> 人身取引の外国人被害者に付与される滞在資格である T 査証の申請において、入国不許可事由となる犯罪が人身取引の被害者とされたことの直接の結果として行われた場合には、当該事由を免除する規定（合衆国法典第 8 編第 1255 条 1 項第 2 号(B)）や、外国人被害者に対する連邦司法省の補助金の支給において、人身取引の被害者により、被害者とされたことの直接の結果として行われた犯罪について起訴を控える州を有利に扱う規定（同第 34 編第 10381 条 c 項）が存在する。同上, pp.7-8, 15.

<sup>4</sup> 法規定がないのは、アラスカ州、ミネソタ州、メイン州。“Judicial Protections, Remedies, and Restitution for Human Trafficking,” Updated January 14, 2026, NCSL website <<https://www.ncsl.org/civil-and-criminal-justice/judicial-protections-remedies-and-restitution-for-human-trafficking?mctype=tile#35537>> ただし、ほとんどの人身取引関連犯罪の訴追は州で行われており、連邦で行われる訴追は（2023 年（最新）に 200 件程度で）多くはない。H.R.Report.119-347, October 17, 2025, p.8. <<https://www.congress.gov/committee-report/119th-congress/house-report/347/1?outputFormat=pdf>>

<sup>5</sup> Trafficking Survivors Relief Act, P.L.119-73. <<https://www.congress.gov/119/plaws/publ73/PLAW-119publ73.pdf>> その他、人身取引の被害者に対し A 級犯罪又は B 級犯罪により刑を宣告した裁判所に、一定の場合に量刑の軽減を認める規定（合衆国法典第 18 編第 3771A 条 e 項）、連邦犯罪の訴訟手続において人身取引の被害者が脅迫に基づく抗弁を提出できるようにする規定（同編第 28 条）等が新設された。

<sup>6</sup> (2) 以降の本文中の記述では、①の者のみを扱う。

場合の B 級犯罪（児童が被害者となった暴力犯罪を除く、連邦の暴力犯罪）により逮捕された者とされる。①の者は、有罪判決を下した裁判所に対し当該判決の取消しを、②③の者は、逮捕された場所を管轄する裁判所に対し全ての逮捕記録の抹消を申し立てることができる。

#### (2) 申立ての要件及び裁判所の審理期日 (b 項第 2 号、第 3 号)

申立ては、①書面により、②証拠を説明し、③罪状を述べるものとされ、④本条に基づく救済を受ける権利が申立人にあることを示す文書の写しを添付する。

裁判所に申立書が提出された日から 30 日以内に、政府は反論を提出できる。裁判所は、政府の反論から 15 日以内に審理を行う。政府の反論がない場合には、裁判所は、申立書の提出から 45 日以内に審理を行うことができる。

#### (3) 裁判所による申立ての認容のための要件及び考慮できる証拠 (b 項第 4 号、第 5 号)

裁判所は、政府に通知し、意見陳述の機会を与えた後、①申立人が A 級犯罪で有罪判決を受けたこと及び②申立人の A 級犯罪への関与が人身取引の被害者とされたことの直接の結果であったことの両者を、証拠の優越<sup>7</sup>により認定した場合に、申立てを認容できる。

裁判所が申立ての証拠として考慮できるのは、a) 人身取引対策サービスの提供者<sup>8</sup>又は医師による宣誓供述書等及び b) 裁判所が十分な信頼性及び証拠価値があると判断するあらゆる証拠である。裁判所は、宣誓供述書等が信用でき、かつ、他に容易に入手可能な証拠がないことを認定する場合には、有罪判決の取消しを行うことができる。

#### (4) 他の被害者の有罪判決の有無及び上訴等 (b 項第 6 号、第 7 号、第 8 号)

申立人以外の被害者が犯罪により有罪判決を受けたことを、(1) による申立ての要件としない。裁判所による申立ての棄却は、是正可能な不備がある場合を除き、かつ、新たな説得力のある証拠等がない限り最終的とされる。申立てを棄却する場合には、裁判所はその理由を書面で述べる。是正可能な不備を理由として棄却する場合には、是正のために十分な期間を認める。申立ての認容又は棄却については、連邦控訴裁判所に上訴できる。

#### (5) 申立て認容後の裁判所の手続 (c 項第 1 号、第 2 号、第 3 号)

裁判所は、A 級犯罪による有罪判決の取消しの申立てを認容した場合には、①有罪判決を取り消し、②陪審の評決を破棄し、かつ、無罪判決を下し、③次の全ての記録を公的記録から抹消する命令を発する。イ) A 級犯罪による逮捕、ロ) A 級犯罪に関連する申立人に対する刑事訴訟の開始、ハ) 当該刑事訴訟の結果。有罪判決が取り消された場合には、申立人は、当該有罪判決に関連する逮捕又は刑事訴訟の開始前の状態にあるとみなされる。

#### (6) 料金の免除、申立人の秘密保持 (g 項、h 項)

申立人は、本条の規定に基づく申立てに当たり、いかなる料金の支払も求められない。申立書、当該申立書に関連する文書等は、封印<sup>9</sup>して裁判所に提出する。裁判所の職員は、保管する裁判記録等の申立人を特定する文書を公衆の閲覧に供してはならない。

#### (7) 適用範囲 (i 項)

本条は、本条の施行日より前に出された有罪判決にも適用される。

<sup>7</sup> preponderance of evidence. ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方よりも優越していること。田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.658。

<sup>8</sup> 全米で、人身取引の被害者に、食料、住居、衣類、医療、法律扶助、職業訓練、教育、犯罪被害者補償等のサービスを提供する者。連邦政府の補助金を受けた NGO が中心となり行う。中川 前掲注(2)、pp.12-26。

<sup>9</sup> seal. これにより、裁判所のみが内容を確認できるようになる。裁判所に対する申立書等は公開が原則であるが、当事者が根拠規定と共に申し立て、これが認められた場合には例外とされる。連邦民事訴訟手続規則第 13.05 条